

京都市告示第390号

地方税法第20条の5の2及び京都市市税条例第6条第3項の規定に基づき、同法等に基づく申告等（同法又は同条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する行為をいう。以下同じ。）の期限の延長（平成30年7月26日京都市告示第225号）において別途市長が定めることとされている期日のうち、岡山県倉敷市真備町に住所を有する個人及び主たる事務所又は事業所を有する法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）に係るもの並びに当該地域に事務所又は事業所を有する者で当該地域に源泉徴収に係る所得税の納税地があるものに係るもの（当該事務所又は事業所における個人の市民税に係るものに限る。）については、その期限が平成30年7月5日から平成30年12月24日までの間に到来するものについて、平成30年12月25日とします。

平成30年11月5日

京都市長 門川 大作

(行財政局税務部税制課)